

第三種旅行業者の募集型企画旅行の取扱いについて

旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン追補版

この冊子は、平成１７年１２月発行の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」と一緒にご利用ください。

平成１９年７月

社団法人日本旅行業協会
社団法人全国旅行業協会

この冊子の利用上の注意

第三種旅行業者は、国内の募集型企画旅行を実施できますが、第一種旅行業者、第二種旅行業者の実施する募集型企画旅行に比較して、いくつかの制限が課せられています。この冊子は、第三種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の固有な制限事項について説明したものです。

募集型企画旅行の実施にあたっては、第一種、第二種、第三種の業務範囲の区別無く、旅行業者が遵守すべき事項があります。それらについては、この冊子の本誌である「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に説明されています。第三種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際には、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」とともにこの冊子を参考にして、広告の実施、取引条件説明書面の交付の準備を行うことが必要です。

第三種旅行業者の国内募集型企画旅行実施について

1. 実施できる募集型企画旅行の条件

第三種旅行業者が実施する募集型企画旅行は、次の条件に合致したものでなければなりません。

(1) 募集型企画旅行を実施できる区域について

募集型企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の全てが、次に掲げる区域内にあること。(5ページ 別紙)

イ. 当該募集型企画旅行を実施する営業所の存する市町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)

ロ. 上記「イ」の市町村に隣接する市町村

ハ. 上記「イ」の市町村から海上運送法による一般旅客定期航路事業を利用して、途中に寄港することなく到達できる市町村(当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設の存するものに限る。)

(2) 旅行代金の収受について

第三種旅行業者が、上記の募集型企画旅行を実施する場合の申込金及び旅行代金(申込金を除く残金)の収受は、以下によらなければなりません。

イ. 申込金の額

収受する申込金の額は、旅行代金の20%以内であること。(例え、旅行者から自発的に「申込時に全額を支払う」旨の申し出があっても、収受することはできない。[下記 2, (2)を併せて参照のこと])

ロ. 旅行代金(申込金を除く残金)の収受

旅行代金は、旅行開始日の当日以降にのみ収受すること。(実務的には、旅行開始日当日の集合・受付時に収受することになると思われる。)

2. 第三種旅行業者が実施する募集型企画旅行の広告への表示事項、取引条件説明書面への記載事項について

第三種旅行業者は募集型企画旅行を実施できる区域及び旅行代金の収受時期について、広告、取引条件説明書面において、下記のような表示及び記載をしなければなりません。

(1) 募集型企画旅行を実施できる区域の表示等

イ. 第三種旅行業者は、募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面に、募集型企画旅行を実施できる区域を企画旅行業者の社名・営業所名に近接して表示・記載しなければなりません。

【表示・記載例】（下線部が該当表示・記載部分です。）

旅行企画・実施	〇〇〇県知事登録旅行業第3 - 〇〇号 〇〇〇〇旅行株式会社 〇〇営業所 〇〇県A市〇〇〇町〇丁目〇番〇号 (社)日本旅行業協会正会員
募集型企画旅行 実施可能区域	<u>A市 B市 C市 D市 E市 F市 G市</u>

注： 上記の都市名は別紙の図 - 1 と対応していますので、参照してください。

ロ. 複数の営業所が実施する募集型企画旅行を一つの紙面で広告する場合は、それぞれの営業所ごとに上記の要領で、「募集型企画旅行実施可能区域」を記載しなければなりません。

(2) 旅行開始日より前に旅行代金の収受を行わない旨の表示等

第三種旅行業者は、募集型企画旅行の広告及び取引条件説明書面に、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前に収受しない旨を旅行代金に近接して表示・記載しなければなりません。（下記の例では広告の表示例を示しますので、取引条件説明書面についても同じ要領で記載してください。）。

【表示記載例】（下線部が該当表示・記載部分です。）

陶芸家がコーディネートする 〇〇焼きの窯元を訪ねる旅・2日間
旅行代金（お一人様）：12000円
旅行代金(申込金を除く残金)は旅行開始日当日に 集合場所の係員にお支払いください。 (注)
(以下省略)

注： 収受日は旅行開始日以降になるようにしてください。（旅行開始日より前に旅行代金を収受することはできません。）

(3) 通信契約をする場合のカード利用日の記載

通信契約の取扱いをする場合は、取引条件説明書面（旅行契約締結により契約書面となるもの）に旅行代金に係るカード利用日を記載しなければなりません。〔通信契約の取扱いをしない場合は、この記載は必要ありません。下記 3 , (2) , 口を併せて参照のこと。〕

【記載例】

通信契約の場合のお取り扱い

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（当社が無署名取扱い特約を締結した者に限ります。）のカード会員（以下「会員」といいます。）から、会員の署名なくして旅行代金等を決済することを条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受けて、旅行契約を締結する場合があります。（以下、これにより締結される旅行契約を「通信契約」といいます。）

通信契約の申込みに際し、当社は、会員から申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知するときは、その通知を発した時に成立します。当該契約の締結を承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

通信契約での「カード利用日（会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。）」は、申込金については旅行契約成立日、申込金を除く旅行代金については旅行開始日、当社がお客様に払い戻す場合は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日となります。

3 . 旅行の申し込みと旅行代金の収受について

(1) 旅行契約の申込み

第三種旅行業者が実施する募集型企画旅行に申し込もうとする旅行者は、当該第三種旅行業者所定の申込書と申込金を提出しなければなりません。この場合、申込金の額は、旅行代金の 20 % 以内で旅行業者が定めた額です（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 5 条第 1 項）。

注： 旅行契約は申込金を受理した時点で成立することとなっています（募集型企画旅行契約の部第 8 条第 1 項）。申込金の額の多寡に関わらず、申込金を収受しない場合は、旅行契約が成立しないのでご注意ください。

(2) 旅行代金の収受

イ．通信契約以外の場合

旅行者は、旅行代金（申込金を収受した場合は申込金を除く“残金”）を、契約書面に記載する期日（旅行開始日以降に限る。）までに第三種旅行業者に支払わなければなりません。また、第三種旅行業者は、旅行開始日前には、申込金を除き旅行代金を収受することはできません。

ロ．通信契約の場合のカード利用日

通信契約の場合のカード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし（下記「注」参照）、申込金を除く旅行代金は、旅行開始日以降の契約書面に記載する日とします。（上記 2 . (3) を併せて参照のこと。）

注： 通信契約の場合の旅行契約成立日は次のとおりです。

a . 承諾通知を電子承諾通知以外の方法で行った場合

旅行業者が承諾通知を発した時

b . 承諾通知を電子承諾通知により行った場合

電子承諾通知が旅行者に到達した時

4 . その他

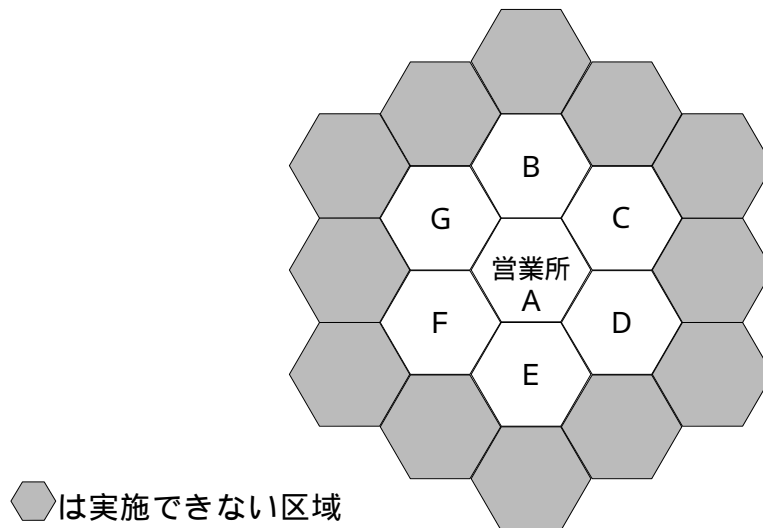
第三種旅行業者が実施する募集型企画旅行を他の旅行業者を通じて販売する場合は、当該第三種旅行業者と販売する旅行業者との間で、募集型企画旅行の「取扱委託契約」を締結してください（旅行業法第 14 条の 2 ）。

以上

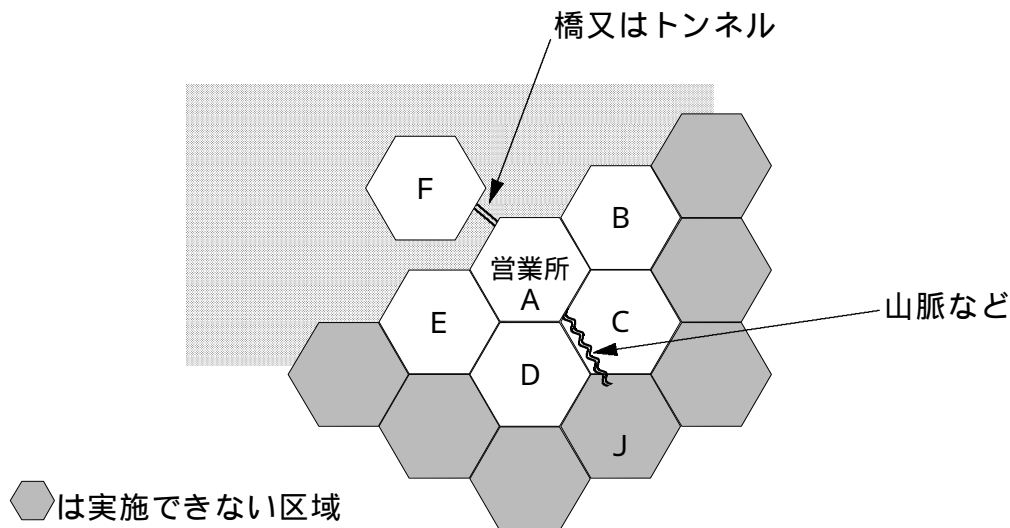
【別紙】 募集型企画旅行の実地可能地域について

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ】（図 - 1）

実施される募集型企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地（以下、「出発地等」といいます。）の全てが、当該募集型企画旅行を実施する営業所の存する市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）、それに隣接する市町村の区域内にある（下図のA～Gの市町村の区域内にあること。）ものでなければなりません。



【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ（橋又はトンネルで繋がっている場合他）】（図 - 2）

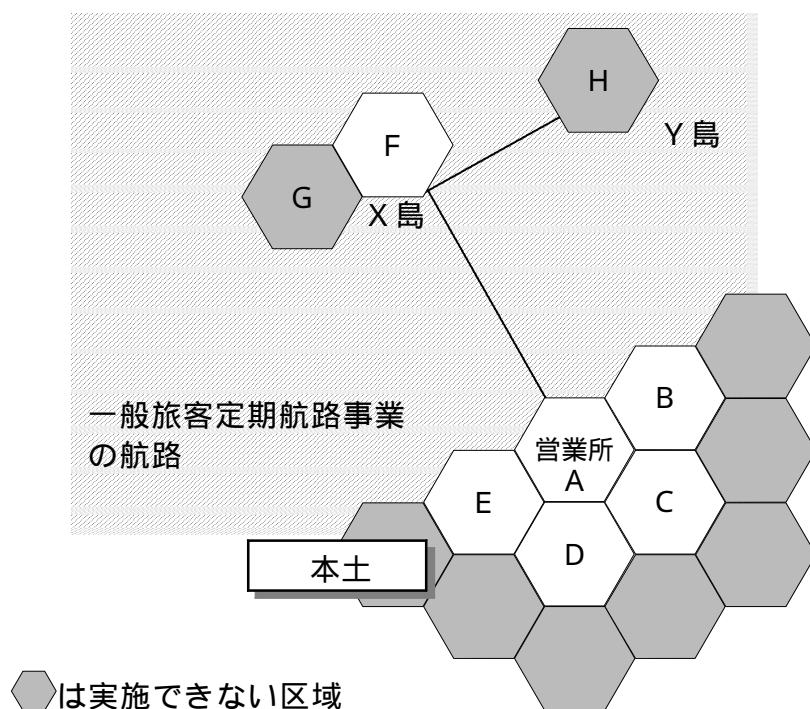


上記の図においてA市とF市が橋又はトンネルでつながっている場合は、橋やトンネルの上で隣接していると解されるため、F市は「A市に隣接する市町村」に含まれます。

募集型企画旅行の日程にC市からD市への移動が含まれる場合であって、C市とD市の間に山脈があるなど地理的制約があるために、単なる移動の経路として利用する場合には、A市、B市、C市、D市、E市及びF市以外にある道路（例えばJ市内の道路）を利用することができます。ただし、そのような道路を通過中に、土産物屋に立ち寄らせたり、その地域の名所を観光させたり、旅行の目的となるような行為は認められません。また、予め、サービスエリア等でのトイレ休憩を日程に含めることはできません。

【募集型企画旅行を実施できる区域のイメージ(離島を含む場合)】

イ．第三種旅行業者の営業所が本土の市町村に存する場合（図 - 3）

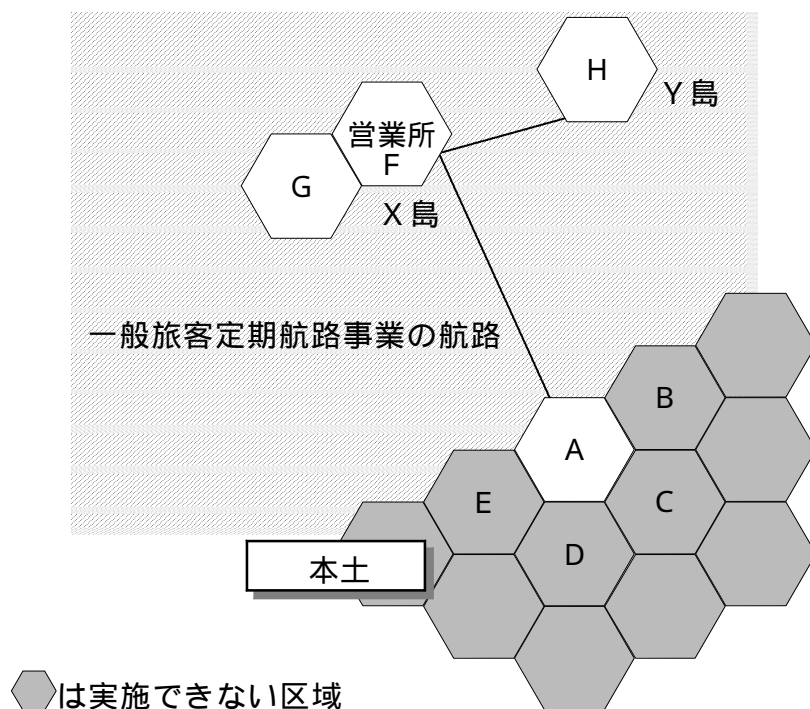


A市の営業所で実施する募集型企画旅行では、A市及びA市に隣接するB市、C市、D市、E市並びに一般旅客定期航路事業の船舶を利用して途中に寄港することなく到達できるF市(X島)を出発地等とすることができます。（実際の募集型企画旅行のA市とF市間の移動に際しては一般旅客定期航路事業の船舶以外の交通手段を利用して差し支えありません。以下同じです。）

G市(X島)及びH市(Y島)は、出発地等を含めることはできません。

「本土」とは、本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいいます。

ロ．第三種旅行業者の営業所が離島の市町村に存する場合（図 - 4）

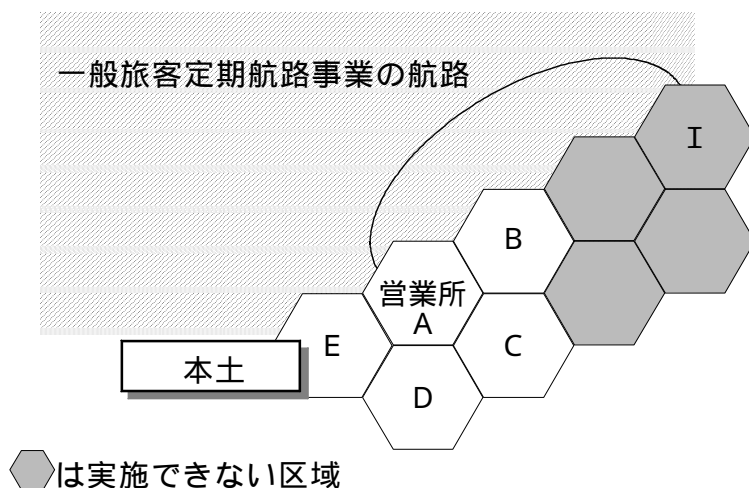


X島のF市の営業所で実施する募集型企画旅行では、F市に隣接するG市に加え、一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できるH市(Y島)と本土のA市を出発地等とすることができます。

【募集型企画旅行を実施できる区域とはならない場合】

以下のような場合は、「募集型企画旅行を実施する一営業所の存する市町村から海上運送法による一般旅客定期航路事業の船舶を利用して途中に寄港することなく到達できる市町村の区域」であっても、出発地等とすることはできません。

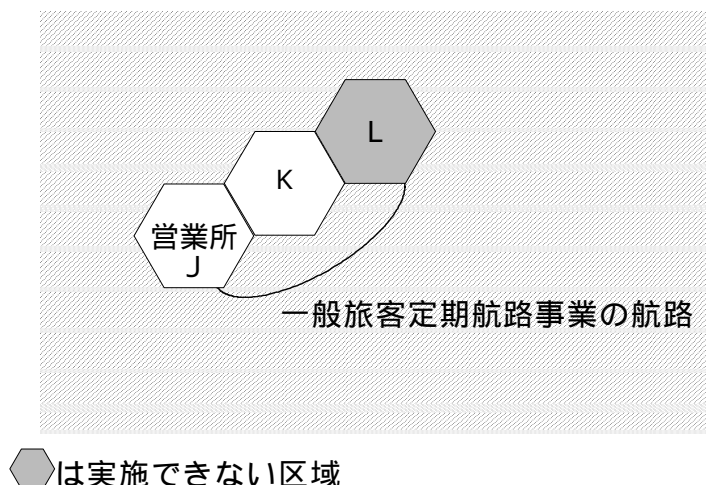
イ．営業所の存する市町村と一般旅客定期航路事業の船舶を利用して途中に寄港することなく到達できる市町村との両方が本土にある場合（図 - 5）



左図では、営業所のある A 市から I 市に一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できても、A 市、I 市の両方が本土内にあるため、I 市は、A 市にある営業所が実施する募集型企画旅行の出発地等とすることができません。

例：小樽市と舞鶴市
鹿児島市と那覇市

ロ．営業所の存する市町村と一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できる市町村との両方が同一の離島にある場合（図 - 6）



左図では、営業所のある J 市から L 市に一般旅客定期航路事業を利用して途中に寄港することなく到達できても、J 市、L 市の両方が同一離島内にあるため、L 市は、J 市にある営業所が実施する募集型企画旅行の出発地等とすることができません。

備考： 第三種旅行業者と第一種・第二種旅行業者が行う募集型企画旅行（国内旅行の場合）の主な相違点

項 目		第三種旅行業者が実施する場合	第一種・第二種旅行業者が実施する場合
募集型企画旅行を実施できる区域（要約）		(1) 募集型企画旅行を実施する一の営業所の存する市町村（東京都の特別区を含む。）及びそれに隣接する市町村 (2) 募集型企画旅行を実施する一の営業所の存する市町村から、海上運送法による一般旅客定期航路事業を利用して途中で寄港することなく到達できる市町村の区域	制限なし
申込金の金額の制限		旅行代金の 20 % 以内	制限なし
旅行者の旅行代金（申込金を除く残金）の支払期限		旅行開始日以降の契約書面に記載する期日	旅行開始日までの契約書面に記載する期日
旅行代金（申込金を除く残金）の収受の時期に関する広告への表示等		広告、取引条件説明書面の旅行代金の表示・記載に近接して旅行代金を旅行開始日より前に収受しない旨を表示・記載する。	（左記のような表示・記載の義務はない。）
通信契約の場合のカード利用日	申込金	旅行契約の成立日	旅行契約の成立日
	旅行代金	旅行開始日	

【資料】

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）【抜粋】

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣の定める区域内において実施されるものであつて、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

国土交通省告示第四百四十五号（平成十九年四月二日）

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区域は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域とする。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。以下同じ。）又は一の本土以外の島に存する場合を除く。

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示千五百九十六号）【抜粋】

募集型企画旅行契約の部

（契約の申込み）（第三種旅行業者である場合）

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金の二十％以内で当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時

に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

- 5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(旅行代金)(第三種旅行者である場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を除き、旅行代金の収受は一切行いません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。

企画旅行に関する広告の表示基準等について(平成十七年二月二十八日付 国総旅振第三百八十七号)【抜粋】

- 2 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項について

- (1)「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び平成十九年国土交通省告示445号(以下「告示」という。)で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

- (4)「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」について

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

- 3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について

- (1)「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

- (5)「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

**第三種旅行業者の募集型企画旅行の取扱いについて
旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン追補版**

平成19年7月10日 国土交通省総合政策局観光事業課 届出

作成

社団法人日本旅行業協会
法制委員会広告表示等適正化部会
社団法人全国旅行業協会

発行

社団法人日本旅行業協会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-3
全日通霞が関ビル3階
電話 03-3592-1327

社団法人全国旅行業協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-20
田中山ビル5階
電話 03-5401-3600